静岡市法定外公共物(河川)工作物設置許可基準

第1章 工作物許可設置基準

(主旨)

第1 この基準は、法定外公共物(以下「河川」という。)における静岡市法定外公共物管理条例(平成15年静岡市条例第252号。以下「条例」という。)第4条第1項第3号及び第4号に基づく工作物の新築、改築又は除却(以下「工作物の設置等」という。)の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この基準は、条例第2条第2号に規定する水流又は水面で河川法(昭和39年法第167号) が適用又は準用されない公共物内における工作物の設置等に適用する。

(基本方針)

- 第3 工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次に掲げる各号に該当し、かつ、必要 やむを得ないと認められる場合に行うものとする。
 - (1)当該工作物の機能上、河川敷地内に設ける以外に方法がない場合又は河川敷地内に設置することがやむを得ないと認められる場合
 - (2)当該工作物の設置等により治水上又は利水上支障を生ずることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合
 - (3) 当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合
 - (4)当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合

(設置等の一般的基準)

- 第4 工作物の設置等に当たっての一般的基準は次に掲げるものとする。
 - (1)工作物の設置に当たっては、流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。)に適合した位置を選定すること。
 - (2)原則、工作物の設置にあたっては、地質的に安定した箇所を選定すること。
 - (3) 水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず計画堤防(計画横断形の堤防に係る部分をいう。以下、この基準において同じ。) 内に設けることが必要となる工作物の設置にあたっては、原則、水衝部等以外の箇所を選定すること。
 - (4)橋、堰等河道内に設ける工作物並びに計画堤防内に設ける水門及び樋門等の設置等にあたっては、既存の施設の統廃合に努めること。
 - (5)河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないこと。
 - (6)設置が不適当な箇所においてやむを得ず工作物を設置するときは、局所洗掘及び河道の

安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適正と認められる対策を講ずること。

- (7)付近の土地の区域における景観との調和、河川における生態系の保全等の河川環境の保 全に配慮するものとすること。なお、工事を施工するために仮に設けられる工作物におい ては、必要に応じ、河川環境の保全に配慮するよう努めること。
- (8)条例第4条の規定に基づき占用許可を受けた工作物の用途を廃止したときは、原則、工作物を除却し法定外公共物を原状に回復すること。

第2章 堰

(設置位置の選定基準)

- 第1 設置位置の選定に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - (1)設置が不適当な箇所
 - ア 狭窄部(山間狭窄部は除く。)、水衝部、支派川の分合流部
 - イ 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所
 - (2)設置に当たって対策が必要な箇所
 - ア 河川敷地内に設けられている他の工作物(堰、伏せ越し等)に近接した箇所
 - イ 堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所
 - ウ 堰の計画湛水位が堤内地盤高より高くなる箇所

(設置の基準)

- 第2 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 共通事項
 - ア 原則、堰の平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角とすること。
 - イ 起伏堰を設置する場合には、ゴム引布製については「ゴム引布製起伏堰技術基準(二次案)」、鋼製については、「起伏式ゲート設置要領(案)」に準拠するとともに、 設置箇所の河道特性(計画高水流量、河床勾配、河床材料等)に十分配慮すること。
 - ウ 魚類の遡上降下のため、魚道を設ける等適切な構造とすること。
 - エ 取付護岸は、河川環境の保全に配慮した構造とすること。
 - (2)対策が必要な箇所における設置基準
 - ア 他の工作物に近接して設置する場合において、堰の設置による河床の変動等により、 他の工作物の基礎に影響を与えるおそれがあるときは、基礎の補強等の対策を講ずる とともに、堰柱については他の工作物と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配 置とすること。
 - イ 計画湛水位が堤内地盤高より高くなるときは、十分な漏水対策の他、水抜き施設の設置等、堤防の湿潤化防止対策を講ずること。

第3章 水門及び樋門

(設置位置の選定基準)

- 第1 設置位置に関する選定基準は、次に掲げる事項とする。
 - (1)設置が不適当な箇所
 - ア水衝部
 - イ 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所
 - (2)設置にあたって対策が必要な箇所
 - ア 既設の水門及び樋門(以下「水門等」という。) に近接した箇所
 - イ 基礎地盤が軟弱な箇所
 - ウ 堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所

(設置の基準)

- 第2 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - (1)共通事項
 - ア水門等の設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とすること。
 - イ 排水のための水門等を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するよう配慮すること。
 - ウ 取付護岸は、河川環境の保全に配慮した構造とすること。
 - (2)対策が必要な箇所における設置基準
 - ア 既設の水門等に近接した箇所に設置するときは、取付護岸の一体化等必要な対策を講ずるものとすること。
 - イ 基礎地盤が軟弱な箇所、漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講 ずること。

(設置に係るその他の留意事項)

- 第3 設置に係るその他の留意事項は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 水門等は、統廃合に努めること。
 - イ 水門等は、他の利水及び河川利用の状況に配慮し設置すること。

第4章 水路

(設置の基準)

- 第1 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - ア 河川敷地内に排水、取水のための水路を設ける場合には、漏水しない構造とすること。
 - イ 河川へ排水口を接合する位置は、河川構造物の支障とならない位置とし、橋梁部を避けること。
 - ウ 河川へ水路を接合する場合に排水口については、河積を犯さない構造とすること。

第5章 伏せ越し

(設置位置の選定基準)

- 第1 設置位置の選定に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - (1)設置が不適当な箇所

- ア 河床の変動が大きい箇所
- イ 河川敷地内に設けられている他の工作物(堰、橋梁等)に近接した箇所
- (2)設置にあたって対策が必要な箇所
 - ア 基礎地盤が軟弱な箇所
 - イ 基礎地盤に漏水履歴のある箇所

(設置の基準)

- 第2 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - (1)共通事項

原則、伏せ越しの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角とすること。

(2)対策が必要な箇所における設置基準

基礎地盤が軟弱又は漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずること。

第6章 管渠

(適用範囲)

第1 この章の規定は、管渠(光ファイバーケーブル、通信用のケーブル等を含む。以下同じとする。)について適用するものとする。

(設置の基準)

- 第2 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - ア原則、河川を横過する場合には河川法線に対して、直角とすること。
 - イ 原則、河川を横過する場合には下越しとすること。
 - ウ 設置にあたっては、計画横断形に適合した位置を選定することを基本とするものとすること。ただし、近い将来改修工事に着手する予定のない区間にあってはこの限りではない。
 - エ 河積を犯して設置しないこと。
 - オ 原則、河川敷地内では管渠の接合部を設けないこと。

(さや管接合、栓及び空気抜き装置部は除く。)

- カ 原則、占用許可を受けていない既存の橋には管類を添架しないこと。
- キ 原則、河川に対し縦断的に設置するものでないこと。

(設置に係るその他の留意事項)

第3 設置に係るその他の留意事項は、次に掲げる事項とする。

ア 管渠の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならない

よう必要な対策を講ずること。

イ 圧力管渠を河川横過させる場合には、管渠が損傷して河川構造物を損傷させないよう 十分な安全性を確保すること。

第7章 橋梁

(適用範囲)

第1 この章の規定は、橋梁(水管橋、水路橋及び水道橋等を含む。以下同じとする。)について適用する。

(設置位置の選定基準)

- 第2 設置位置の選定に関する基準は、次に掲げる事項とする(河積に橋脚を設ける場合)。
 - (1)設置が不適当な箇所
 - ア 狭窄部 (山間狭窄部は除く。) 水衝部、支派川の分合流部
 - イ 河床の変動が大きい箇所
 - (2)設置にあたって対策が必要な箇所

河川に他の工作物(堰、伏せ越し等)に近接した箇所

(設置の基準)

- 第3 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - (1)共通事項
 - ア 原則、橋梁は、河積を犯す位置に設置しないこと。
 - イ 橋梁の設置によって、著しい流水の乱れや堤防等への悪影響等が生じないよう必要な 対策を講ずること。
 - ウ 取付護岸は、現状に合わせた構造とすること。
 - (2)対策が必要な箇所における設置基準

橋脚による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、堰等の工作物に近接して設置するときは、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずること。

(設置に係るその他の留意事項)

- 第4 設置に係るその他の留意事項は、次に掲げる事項とする。
 - ア橋梁を改築するときは、旧橋を撤去すること。
 - イ 橋梁に柵等を設置した場合は、既設の柵との隙間が無いような構造とするように考慮すること。

第8章 安全施設

(適用範囲)

第1 この章の規定は、堰、水門及び樋門等(橋梁は除く。)の占用工作物の周辺で安全を確

保するために設けられる標識、表示板及び柵等について適用する。

(設置に係る留意事項)

第2 河川敷地内への安全施設の設置は、安全上必要と認められる部分に限るものとする。

第9章 道路等

(設置の基準)

第1 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。 河川管理用通路の機能の確保を優先するものとすること。

(設置に係るその他の留意事項)

- 第2 設置に係るその他の留意事項は、次に掲げる事項とする。
 - ア 防護柵、標識、表示板、信号機等の道路交通のために設置する道路付属物は、必要 最小限にとどめること。
 - イ 原則、道路付属物の基礎は河積を犯して設置しないこと。

第10章 架空線類

(設置の基準)

第1 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。 電柱、支線等を設置する場合には河積を犯さないこと。

第11章 河床横過トンネル

(設置の基準)

- 第1 設置に関する基準は、次に掲げる事項とする。
 - ア 河底横過トンネルの平面形状は直線とし、原則、設置の方向は洪水時の流水の方向 に対して直角とすること。
 - イ 設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとすること。
 - ウ 河川水がトンネルを介して堤内へ流出するおそれがあるものについては両岸の堤内 地側に制水ゲートを設置すること。

(設置に係るその他の留意事項)

第2 設置に係るその他の留意事項は、次に掲げる事項とする。

圧力管については、管の損傷による河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講じておくこと。